

国

交付税及び譲与税配付金特別会計

特別法人事業譲与税

税込全額を
直接払込み

譲与基準:「人口」

(不交付団体に対する譲与制限あり※)

※ 交付団体における地方交付税による財政調整との連続性や均衡も考慮しつつ、留保財源相当(当初算出額の25%)を保障し、残余の75%を譲与しない(財源超過額を上限)。

都道府県

法人事業税と
併せて申告納付

申告納付

特別法人事業税

法人事業税

納税義務者